

適用 23

(株)みずほフィナンシャルグループ・(株)みずほ銀行・みずほ信託銀行(株)・
みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)は、提出不要です。
(人事業務部ヒューマンサービス室より一括提出されて来ます。)

産前産後休業期間中の保険料免除を申請したいとき、休業期間の変更又は終了予定日の前日までに終了したとき

『健康保険 産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届』

事業主からの申出に基づき、産前産後休業期間中の保険料（介護保険料を含む）が免除されます。免除は、本人負担分および事業主負担分の両方です。

《産前産後休業の定義》

出産（※）の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に従事しないことをいう。

※出産・・・妊娠85日（4か月）以上の分娩をいい、早産、死産、流産、人工妊娠中絶を含む。

《保険料の免除期間》

- ・産前産後休業の開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月まで。
- ・育児休業等の期間と産前産後休業期間が重複する場合は、産前産後休業期間中の保険料免除を優先します。

【手続き】

- ① 各事業主は、被保険者が産前産後休業を開始した日以降、産前産後休業期間中に、健保担当部署で作成後、健保組合宛に提出して下さい。
- ② 令和4年12月以降は、KOSMO Webからのデータアップロードでご提出をお願いしています。

[作成上の注意事項]

ご入力に際しては、【記入方法】のご確認をお願いいたします。